滋賀県の
福祉サービス第三者評価

より良いサービスのために

滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課

第三者評価を受ける主なメリット

1	サービスの質を向上させる **新たな気づき**	・評価結果と評価のプロセスから**長所や改善点を発見**できる ・利用者調査で**利用者や家族の意向、評価を把握**できる ・評価調査員との対話で、**新たなヒント**を見つけられる
2	事業所の **魅力がもっと伝わる**	・利用者や家族、地域住民・施設の利用を検討している方に **事業者の考えや取組、強みをPR**できる

第三者評価受審の流れ

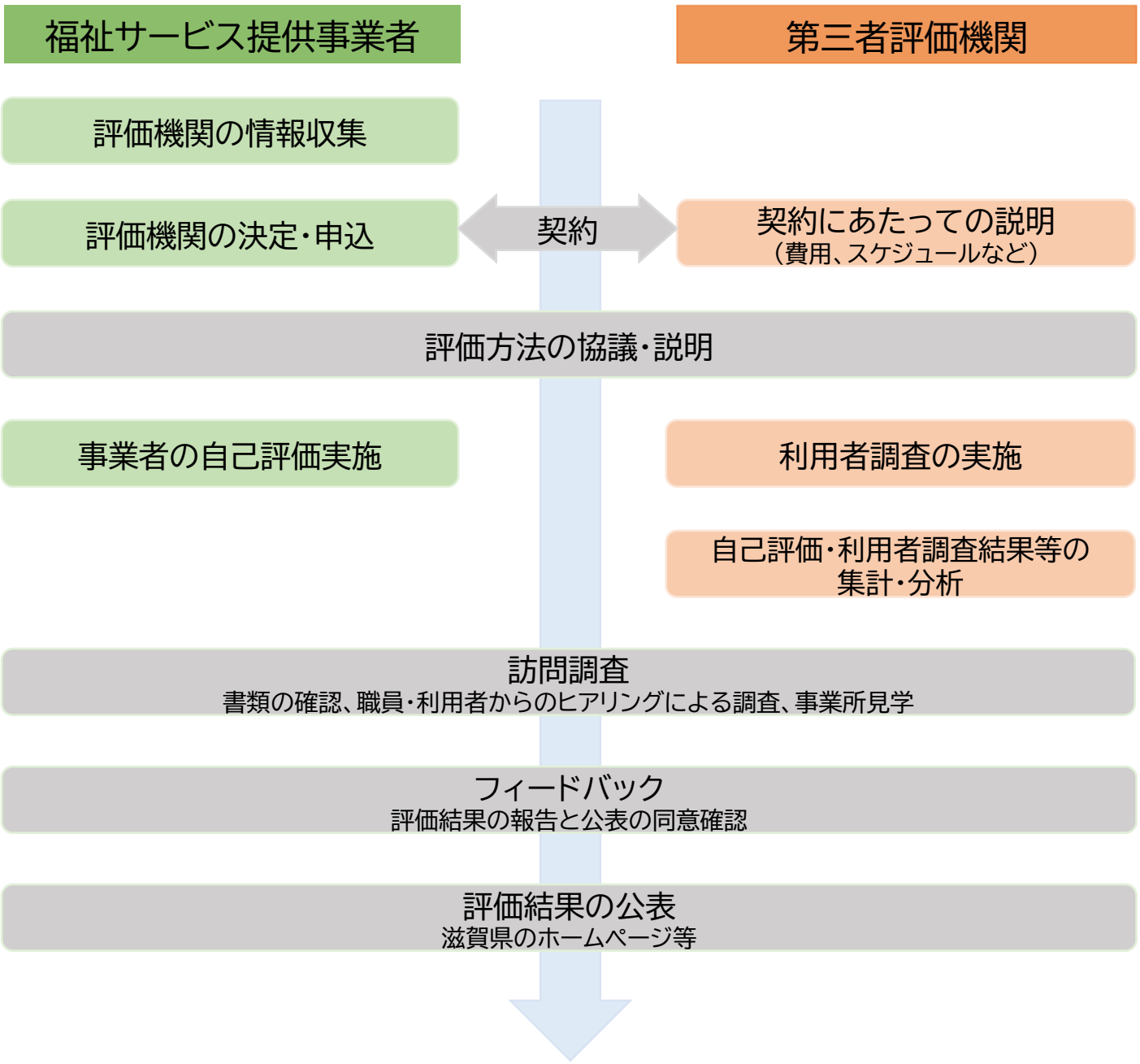

福祉サービス第三者評価とは

■福祉サービス第三者評価は、公正・中立な第三者である第三者評価機関が、専門的かつ客観的に、保育・高齢者・障害者福祉サービス事業者が提供するサービスの質を評価します。

■評価を行うのに、**必要な資格や経験を有し、養成研修を修了して名簿に登載された評価者による評価**を受けられます。

■外部の第三者が実施するので、**利用者や職員の忌憚のない声を把握**できます。

第三者評価の仕組み

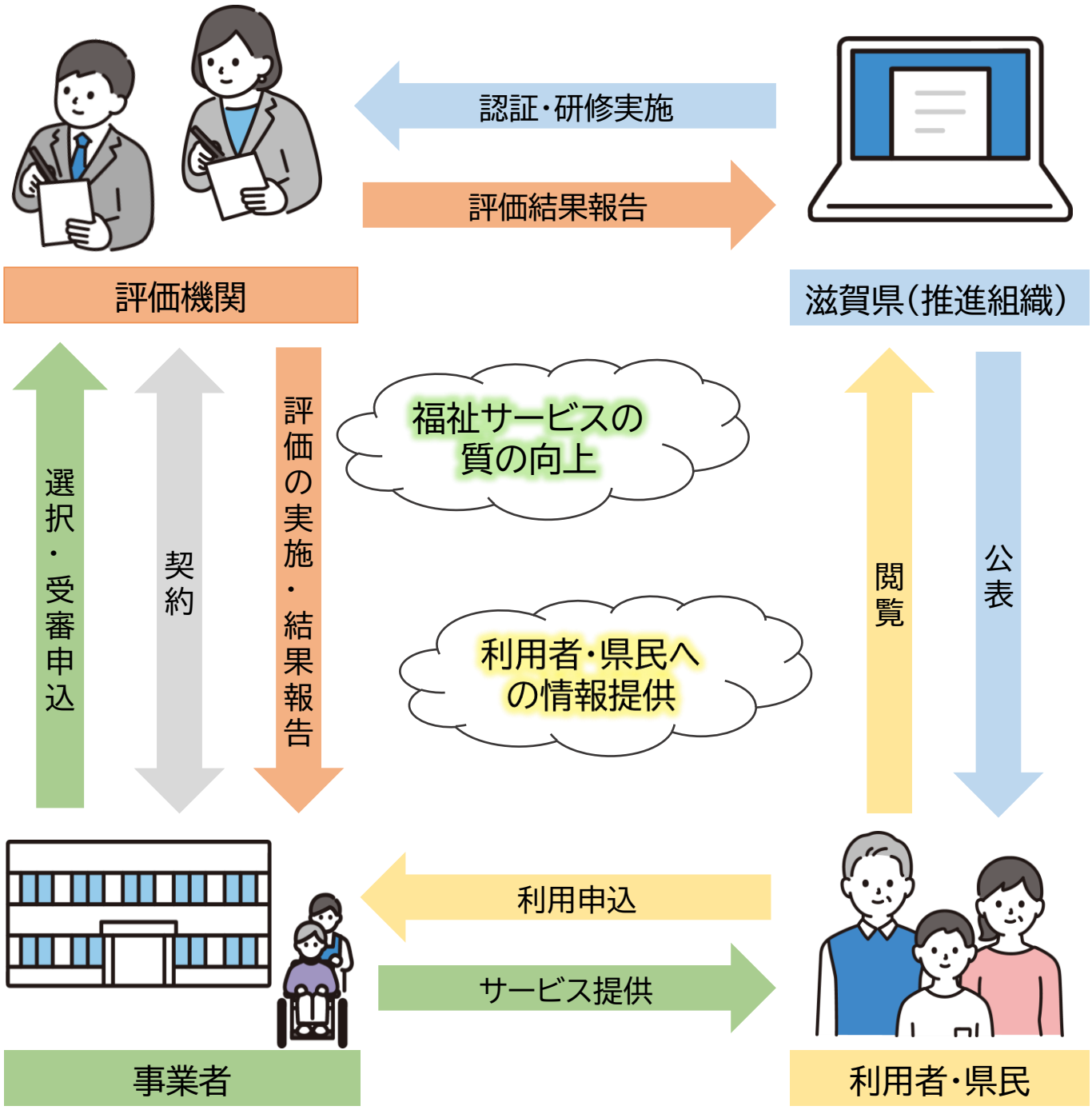

評価基準・評価項目について

■福祉サービス第三者評価は、国の示す「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」に基づき実施されます。

■評価基準・評価項目は、当該指針に定められた「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」により、「共通評価基準（45 項目）と「内容評価基準（約20 項目）」で構成されています。

共通 評価基準	全ての施設・事業所に共通の項目 Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織（理念、方針、経営状況、事業計画等） Ⅱ　組織の管理運営（管理者の責任、人材確保、運営の透明性、地域貢献等） Ⅲ　適切な福祉サービスの実施（利用者本位の福祉サービス、質の向上）
内容 評価基準	サービス種別（保育、高齢者、障害者）ごとの項目 【例】保育所：　保育内容、子育て支援、保育の質の向上 養護老人ホーム：　生活支援の基本と権利擁護、家族等との連携等

評価機関の決定・申込

■評価機関は、事業者の皆様が自ら選択し、契約を締結します。

■滋賀県では下記の評価機関を認証しています。詳細は各評価機関のホームページをご覧いただくか、評価機関へ直接お問い合わせください。
また、県ホームページに掲載している過去の評価結果も参考に、ご検討ください。
https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/chiiki/334575.html

認証番号	法人名（担当部署）	所在地	担当部署所在地	連絡先
滋賀県25-02	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ（ナルク滋賀福祉調査センター）	大阪市中央区常盤町二丁目1番8号	彦根市大藪町2085番地	090－7118－4947
滋賀県23-01	公益社団法人滋賀県社会福祉士会	草津市笠山7丁目8－138　県立長寿社会福祉センター内	同左	077－561－3811
滋賀県23－02	一般社団法人滋賀県介護福祉士会	草津市笠山7丁目8－138　県立長寿社会福祉センター内	同左	077－569－5133
滋賀県24－01	一般社団法人　介護・福祉・社会的養護第三者評価機構	京都府京都市山科区四ノ宮小金塚1－376	京都府京都市伏見区醍醐烏橋町24－4	075－320－5166

問合せ先（県の第三者評価事業について）

滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課　〒520-8577　大津市京町４丁目１番１号
Tel.077-528-3516　　Fax.077-528-4850　　E-mail：ea0004@pref.shiga.lg.jp
県ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/chiiki/343186.html